

資料編

1 南知多町介護保険運営協議会規則

(設置)

第1条 介護保険及び高齢者保健福祉に関する施策の円滑かつ適切な運営を図るため、南知多町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の改正に関する事項
- (2) 介護保険特別会計の運営及び保険料の改定に関する事項
- (3) 介護サービスの向上及び苦情処理に関する事項
- (4) 町の介護保険に関する施策の実施状況の調査その他重要事項
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 被保険者の代表者
- (4) 費用負担関係者
- (5) 知識経験を有する者
- (6) 町議会関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、厚生部保健介護課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2

南知多町介護保険運営協議会委員名簿

	関係部門	氏名	役職名
	保健医療関係者	白井正人	医師会代表
		丸山 裕	歯科医師会代表
		中山雅嗣	薬剤師会代表
会長	福祉関係者	内藤宗充	町社会福祉協議会長
		太田嘉平	町民生委員児童委員協議会代表
		家田和明	社会福祉法人南知多あい寿の丘施設長
	被保険者の代表者	北川一夫	区長連合会長
		石黒充明	老人クラブ連合会長
		山本藤子	女性団体連絡協議会代表
	費用負担関係者	間瀬憲一	あいち知多農協南知多地域担当理事代表
		山下三千男	漁業協同組合代表
		石黒兼幸	商工会代表
	知識経験を有する者	安田信彦	知多福祉相談センター一次長兼地域福祉課長
		久納八重子	半田保健所健康支援課長
副会長	町議会関係者	榎戸陵友	町議会議長
		鳥居恵子	町議会副議長
		松本 保	文教厚生常任委員会委員長
		藤井満久	文教厚生常任委員会副委員長

3

策定経過

開催日等	審議内容等
平成 25 年 10 月 1 日 ～10 月 21 日	<p>介護予防事業基礎調査実施 調査対象：平成 25 年 4 月 1 日時点で 65 歳以上の要介護認定を受けていない男女 配布数：5,043 通 回収数 3,407 通 回収率 67.6%</p>
平成 26 年 8 月 22 日	<p>平成 26 年度 第 1 回 南知多町介護保険運営協議会 1 介護保険制度の概要及び南知多町の高齢者を取り巻く現状について 2 南知多町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画策定について (1) 介護保険制度の改正案の主な内容について (2) 介護予防基礎調査の結果について (3) 高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画策定スケジュール</p>
平成 26 年 11 月 11 日	<p>平成 26 年度 第 2 回 南知多町介護保険運営協議会 1 平成 25 年度介護保険特別実績報告について 2 南知多町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画策定について (1) 介護サービス見込み量・費用、保険料見込み等について (2) 計画の課題と方向性について</p>
平成 27 年 1 月 9 日	<p>平成 26 年度 第 3 回 南知多町介護保険運営協議会 1 南知多町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画の素案について 2 第 6 期介護保険料について</p>
平成 27 年 1 月 14 日 ～1 月 28 日	<p>「南知多町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画」に関するパブリックコメントを実施</p>
平成 27 年 2 月 5 日	<p>平成 26 年度 第 4 回 南知多町介護保険運営協議会 1 パブリックコメントの結果 2 南知多町高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画案について</p>

4 用語解説 (50音順)

【あ行】

○NPO (=Non Profit Organization)

福祉、環境、文化、平和などの分野において、営利を目的とせずに活動を行う民間の組織（団体）。

○一般高齢者

本計画の見直しの基礎資料として実施したアンケート調査における対象者で、65歳以上の要介護認定を受けていない人と65歳以上の要支援認定を受けている人。

【か行】

○介護支援専門員

要介護認定者などからの相談に応じて、その人の心身の状況や希望を考慮しながら適切な居宅サービスなどを利用できるよう市町村、介護サービス事業者との連絡調整を行う人で、要介護認定者などが自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人。

○介護予防給付

支援が必要と認められた人に給付される介護保険の保険給付。

○介護予防支援

要支援1または要支援2の認定を受けた人が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行うサービス。

○キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し登録する必要がある。

○QOL

「クオリティ・オブ・ライフ (quality of life)」の略。快適な生活の必要条件であり、人が日常生活を営むうえで必要とされる満足感、幸福感、安定感などの様々な要因の質のことをいう。

○ケアプラン

要介護・要支援認定者に対して、介護保険サービスを提供するための援助計画。介護支援専門員が、認定者の心身の状況や希望などを考慮しながら作成。

○ケアマネジメント

要介護認定者などが日常生活を営むために必要なサービスを利用できるように、介護サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスが適切に行われるように介護サービス事業者などとの連絡調整を行うこと。

○軽費老人ホーム（ケアハウス）

低額な料金で、高齢者が入居し、食事や日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする施設。主に収入の少ない人（収入が利用料の2倍程度以下）で身寄りのない人または家族と同居が不可能な人を対象とするA型、家庭環境、住宅事情により居宅において生活が困難な人を対象とするB型、介護が必要となった場合に入居しながらサービスを受けることができるケアハウスの3種類がある。

○健康寿命

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。

【さ行】

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

○サロン（高齢者サロン）

高齢者などが身近な集会所などに集い、同じ地域住民であるボランティアと利用者（当事者）が、協働で企画・実施していく仲間づくりの場。

【た行】

○団塊の世代

第二次世界大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）にかけての生まれをいう。

○地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

○地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制。

○地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防マネジメント、④包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。

○地域密着型サービス

介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし、近くで介護サービスを受けられるように創設されたサービス。市区町村が主体となって、地域単位で適正なサービス基盤整備の計画を定め、地域の実情に応じた指定基準や介護報酬を設定することができる。なお、利用者は原則として市区町村の住民に限られる。

○特別養護老人ホーム

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対して、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービス。

【な行】

○二次医療

医療体制は、症状などによって3段階に分けられ、日常的な疾病を対象とする一次医療や特殊で専門的な医療を対象とする三次医療に対し、比較的専門性の高い外来医療や一般的な入院医療を対象とする医療のことを二次医療という。

○日常生活圏域

市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。

○認知症ケアパス

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。認知症ケアパスの概念図を作成することは、多職種連携の基礎となる。

○認知症サポーター

キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受け、講座を通じて認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援する人。

○認知症地域支援推進員

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護および生活支援を行う様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の人たちにとって効果的な支援を行うことが重要となっており、医療機関や介護サービス及び地域をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人。

【は行】

○BMI

ボディマス指数（Body Mass Index）。体重と身長の関係から算出される、肥満度を表す体格指数。BMIは体重（kg）÷（身長（m）×身長（m））で算出。

【や行】

○要介護認定（要支援認定）

介護保険の給付を受けることができるかを認定すること。訪問調査のあと、コンピューターによる1次判定を経て専門家による2次判定で決定される。要介護度には要支援1・2、要介護1～5があり、非該当の場合は介護保険が適用されない。

○要介護認定者

要介護1～5までの認定を受けている人。

○要支援者

なんらかの支援が必要な高齢者のこと。また、要支援認定を受けた高齢者を指す場合もある。